

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月17日

佐賀県人事委員会委員長 江崎匡慶

**佐賀県人事委員会規則第34号**

**宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則**

宿日直手当に関する規則（昭和46年佐賀県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(宿日直手当の額)</p> <p><b>第3条</b> 県職員給与条例第16条の2第1項及び公立学校職員給与条例第18条第1項に規定する宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 勤務時間規則第3条の4第1項第1号に掲げる勤務については、<u>4,400円</u></p> <p>(2) 勤務時間規則第3条の4第1項第2号アからウ（警察学校で行う宿日直勤務に限る。）までに掲げる宿日直勤務については、<u>7,400円</u></p> <p>(3) 勤務時間規則第3条の4第1項第2号ウ（警察学校で行う宿日直勤務を除く。）からカまでに掲げる宿日直勤務については、<u>6,100円</u></p> <p>(4) 勤務時間規則第3条の4第1項第2号キに掲げる宿日直勤務については、<u>5,300円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(宿日直手当の額)</p> <p><b>第3条</b> 県職員給与条例第16条の2第1項及び公立学校職員給与条例第18条第1項に規定する宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 勤務時間規則第3条の4第1項第1号に掲げる勤務については、<u>4,700円</u></p> <p>(2) 勤務時間規則第3条の4第1項第2号アからウ（警察学校で行う宿日直勤務に限る。）までに掲げる宿日直勤務については、<u>7,700円</u></p> <p>(3) 勤務時間規則第3条の4第1項第2号ウ（警察学校で行う宿日直勤務を除く。）からカまでに掲げる宿日直勤務については、<u>6,400円</u></p> <p>(4) 勤務時間規則第3条の4第1項第2号キに掲げる宿日直勤務については、<u>5,600円</u></p> <p>2 略</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。